

(参考 1)

環境物品等の調達の推進に関する基本方針の見直し(案)のポイント

平成 26 年 2 月に閣議決定した「基本方針」からの主な見直しは、以下のとおり。

分野	主な見直しの内容(案)
文具類	<ul style="list-style-type: none">● フロン類の使用に関する基準の強化(ダストブロー)
画像機器等 (旧 OA 機器)	<ul style="list-style-type: none">● 使用済み製品の回収・リサイクルに係る基準の追加、紙の使用削減に係る配慮事項の追加(コピー機等)● 化学物質の使用に係る基準を追加(プリンタ等、ファクシミリ、スキャナ)● 消費電力に係る経過措置の終了(コピー機等、プリンタ等、ファクシミリ、スキャナ)
電子計算機等 (旧 OA 機器)	<ul style="list-style-type: none">● 消費電力基準の強化および国際エネルギー基準の追加、対象範囲の拡大(電子計算機)
オフィス機器等 (旧 OA 機器)	<ul style="list-style-type: none">● 待機時消費電力基準の強化、出荷時設定に係る基準の追加、化学物質の使用に係る配慮事項を追加(シュレッダー)
携帯電話等	<ul style="list-style-type: none">● スマートフォンを特定調達品目として追加● 環境配慮設計の必須化(携帯電話及び PHS)
家電製品	<ul style="list-style-type: none">● フロン類の使用に関する基準の強化、エネルギー消費効率に関する経過措置の延長(電気冷蔵庫等)● 化学物質の使用に係る基準の強化(電気冷蔵庫等、テレビジョン受信機、電子レンジ)● 省エネ法改定に伴う消費電力基準の強化および経過措置の設定、待機時消費電力に係る基準の追加、ブラウン管テレビの削除(テレビジョン受信機)● エネルギー消費効率に係る経過措置の延長(電気便座)● 待機時消費電力に係る基準の追加(電子レンジ)
エアコンディショナー等	<ul style="list-style-type: none">● フロン類の使用に関する配慮事項を追加(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機)● 化学物質の使用に係る基準の強化(エアコンディショナー)
温水器等	<ul style="list-style-type: none">● フロン類の使用に関する基準の強化、エネルギー消費効率に係る経過措置の延長(ヒートポンプ式電気給湯器)● エネルギー消費効率に係る基準の強化(ガス調理機器)
照明	<ul style="list-style-type: none">● 固有エネルギー消費効率および平均演色評価数 Ra に係る基準の強化(LED 照明器具)● ランプ効率および平均演色評価数 Ra に係る基準の強化(電球型 LED ランプ)
自動車等	<ul style="list-style-type: none">● フロン類の使用に関する配慮事項を追加(自動車)

インテリア・寝装寝具	<ul style="list-style-type: none"> ● 金属製ブラインドを特定調達品目として追加 ● フロン類の使用に関する基準の強化（マットレス）
設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 集熱効率から集熱率に基準を変更（太陽熱利用システム）
災害備蓄用品	<ul style="list-style-type: none"> ● 品質・安全性等に関する注意喚起を備考に追記（災害備蓄用品（飲料・食料））
公共工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 日射反射率保持率に係る経過措置の延長（高日射反射率塗料） ● フロン類の使用に関する基準の強化、熱損失防止性能に係る配慮事項の追加（断熱材） ● 経済産業省告示制定及びそれに基づく JIS 制定に伴う変更（送風機、ポンプ）
役務	<ul style="list-style-type: none"> ● 技術資格要件や診断内容等に関する基準の変更（省エネルギー診断） ● 古紙リサイクル適性ランクリストにデジタル印刷インキ類を追加（印刷） ● フロン類の使用に関する基準の強化（庁舎管理、飲料自動販売機設置）